

各種給付金の「申請締切日」および「支払日」について

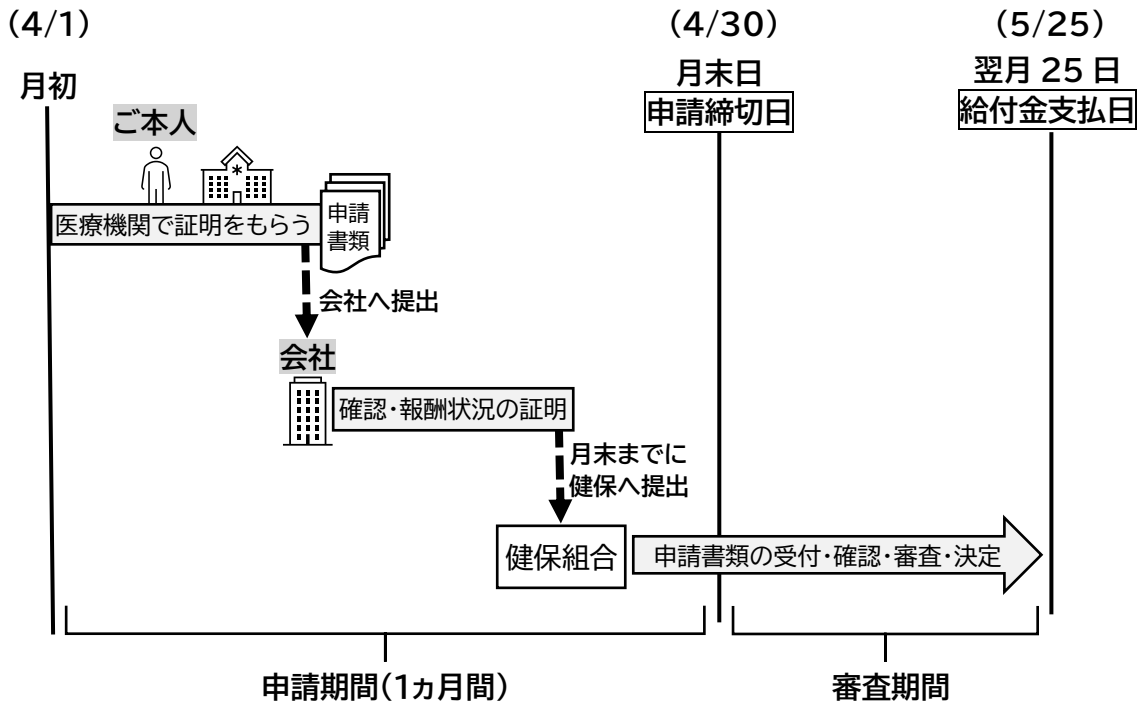
令和6年4月より、各種給付金（※）の申請について、月毎の『申請締切日』『支払日』を設定いたします。

（※）傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）、移送費、療養費

記

- 各種給付金の健保組合への『申請締切日』： 毎月末日（休祝日の場合はその前日）
- 各種給付金の『支払（振込）日』： 申請日を含む月の翌月25日（休祝日の場合はその前日）

（例）傷病手当金の申請の場合



※上記『申請締切日』までにご提出いただいた場合でも、次の場合は、翌々月以降の支払となります。

- ・申請書の記入や添付書類に不備がある場合
- ・申請内容（事業主による対象者の出退勤、給与の支払に関する証明書類含む）に疑義がある場合や調査・照会等が必要な場合
- ・審査にあたり必要な医療機関からのレセプト（受診の翌々月に健保へ届く診療報酬明細書）が未着の場合

以上

<お問い合わせ先>

松竹健康保険組合 給付担当

03-5550-1547